

市街地開発事業

土地区画整理事業

「健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」を目的とする土地区画整理事業は、一定の施行地区を対象に、道路、公園、広場等の公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図る面的な広がりをもった整備事業であり、都市計画を実現する上で、有効かつ基本的な手法として広く行われている。

本市もその定義に基づき、これまで組合施行等により積極的に実施してきている。現在、椿地区は、施工中であり、産業用地開発等が積極的に行われている。

土地区画整理事業

地区名	施工者	計画決定 年月日	区域決定			認可公告 年月日	施行		備考
			告示	面積 (ha)	種別		年度	面積(m ²)	
神戸	市	S35.3.26	建 693	22.4	宅地造成	S33.10.21	S33～S39	217,923	
玉垣	〃	S38.1.26	建 101	32.4	〃	S39.4.17	S39～S43	324,991	
高岡	組合					S44.7.25	S44～S50	52,251	
平田算所	〃	S45.7.17	建 504	31.0	宅地造成	S45.10.20	S45～S50	315,489	
野町	〃					S46.10.19	S46～S50	81,046	
矢橋	市	S48.3.5	市 9	5.6	宅地造成	S48.6.1	S48～S54	56,014	
住吉	組合					S49.10.8	S49～S51	125,985	
神戸地子町	〃					S50.2.18	S49～S52	16,873	
北長太	個人					S51.3.26	S50～S51	8,263	
桜島	組合	S52.3.15	県 151	89.5	宅地造成	S52.7.19	S52～S57	878,639	
岸岡	〃					S53.8.25	S53～S55	23,006	
西玉垣	〃					S55.9.30	S55～S59	89,969	
西条	〃	S56.4.17	県 201	39.6	宅地造成	S56.10.30	S56～H1	394,365	
江島	〃	S53.7.2	県 351	42.3	〃	S58.1.28	S57～H11	423,185	
原永	〃					S58.7.19	S58～S63	149,994	
岸岡大通	〃					S58.9.6	S58～S61	33,274	
打越	〃					S59.7.10	S59～S62	133,454	
高岡山	〃	S62.4.24	県 235	46.3	宅地造成	S63.2.12	S62～H13	462,124	
西条第二	〃	H3.10.31	市 63	11.8	〃	H2.8.31	H2～H8	117,760	
野町東部	〃	H3.4.16	県 271	30.7	〃	H3.12.6	H3～H14	307,240	
天名	〃					H4.1.21	H3～H8	167,631	
千代崎駅前	〃					H6.1.11	H5～H9	11,755	
白江	〃	H13.6.28	市 89	25.7	宅地造成	H14.4.2	H14～H31	257,421	
南玉垣・白子	個人					H23.10.25	H23～H26	175,713	
椿	組合					R2.1.24	R2～	177,400	施行中
計 25 地区				377.3				4,824,365	

令和 6 年 3 月 31 日現在